

令和元年9月農業委員会定例会議事録

日時	令和元年9月20日(金)午後1時30分～午後2時50分
場所	さぬき市役所附属棟多目的室 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～2号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第3号～4号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第5号～10号)
日程第5	農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第11号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第12号～21号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第22号) 農用地利用配分計画について (会長提出議案追加第1号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第23号)
日程第9	その他
出席委員	1 楠 豊 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	2 蓮池秋男 6 稲田俊美 11 佐藤恭一 14 寒川 巧
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 脇谷哲士主任主事
農林水産課	杉浦寿課長補佐
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員
傍聴者	無

議長（会長）	それでは、議案第1号及び議案第2号につきましてお諮りします。議案第1号及び議案第2号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号及び議案第2号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第3号及び第4号を議題とし一括上程致します。 それでは事務局の説明を求めます。
事務局	今回の非農地証明願いの案件全体で2件であり、面積にして4,060㎡、2筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。 議案第3号は、平成4年頃から25年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。 議案第4号は、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
芳竹和政委員	議案第3号、4号については、事務局説明のとおりでございまして、3号については山林化しており、4号については竹藪の状態となっており、仕方なかろうということですのでどうぞご審議のほどよろしくをお願いします。
議長（会長）	それでは代表委員の報告が終わりました。 第3号及び第4号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、第3号及び第4号につきましてお諮りします。第3号及び第4号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、第3号及び第4号を原案のとおり認めることと致します。

議長（会長）	<p>日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第5号から第10号までを議題とし一括上程致します。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
議長（会長）	<p>それでは事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>今月の第4条の案件は6件であり、面積にして2,914㎡、8筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第5号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●。無断転用です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第6号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●、●●、●●。●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第7号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●、●●。●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第8号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●、●●。●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第9号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。農振個別除外事前協議済みです。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p> <p>議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。併せ利用地があり、農振個別除外事前協議済みです。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●町です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●●地区、●●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p> <p>●●●地区の代表委員から報告をお願いします。</p>
松岡浩二委員	<p>第5号、第6号について9月13日に農業委員、推進委員7名で現地確認を行ないました。2件とも無断転用の解消ということで是正案件ですので問題</p>

	なかろうと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
小川義洋委員	事務局の説明のとおり、無断転用是正のためであります。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
芳竹和政委員	事務局の説明のとおりで、問題なかろうと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員からの報告が終わりました。議案第5号から第10号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第5号から第10号につきましてお諮りします。 議案第5号から第10号について意義ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第5号から第10号までを原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第5 農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第11号を議題とし上程いたします。それでは、事務局より説明を求めます。
事務局	今回の農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の案件は1件あり、面積にして278.25㎡、2筆です。それでは、案件の説明を致します。 議案第11号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●。併せ利用地があり、旧許可日は平成12年11月28日。申請地は旧●●町です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。
芳竹和政委員	第11号について、住宅の真ん中にあり耕作不可能と思われます。事務局の説明どおりであり問題はありません。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第 1 1 号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
小川義洋委員	●●さんが●●●●を止めたのでしょうか。
事務局	この方は、県外在住で退職後、戻るために家と転用地を購入したのですが、その後、事情がありこちらに戻らないこととなり、そのままとなっていました。●●●●●●の●●さんが購入することになり、申請地を転用するものです。
議長（会長）	他にございませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第 1 1 号につきまして、お諮りします。議案第 1 1 号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第 1 1 号を原案のとおり認めることとします。
議長（会長）	日程第 6 農地法第 5 条に基づく申請審議について会長提出議案第 1 2 号から第 2 1 号までを議題とし一括上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の議案で第 1 9 号が取下げとなっています。取下げを除いて、今回の第 5 条案件は 9 件であり、面積にして 5, 4 3 8. 2 5 m ² 、1 0 筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第 1 2 号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2 種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●の設定。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。農振個別除外事前協議済です。申請地は旧●●町です。 議案第 1 3 号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2 種農地判断です。転用目的は●●です。権利は●●●の設定で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。農振個別除外事前協議済です。申請地は旧●●町です。 議案第 1 4 号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2 種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●●●です。権利は●●●●●●●●●●の設定で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったも

議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
小川義洋委員	議案第17号、18号は第3種農地であり良いのではないかという結論になりました。議案第20号ですが、畑が山林に襲われている状態です。よろしくお願いします。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
芳竹和政委員	事業計画変更の申請審議で審議したとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。議案第19号を除く議案第12号から第21号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第19号を除く議案第12号から第21号につきましてお諮りします。議案第12号から第21号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第19号を除く議案第12号から第21号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第7 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第22号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号12番が●●委員、整理番号23番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	会長提出議案22号についてご説明致します。●●委員、●●委員の議案2件を除いて21件です。その内訳は、個人が7件、法人が1件、中間管理機構が13件となっています。21件のうち新規が8件、再設定が13件でございます。21件のうち、賃借権が1件、使用貸借権が20件でございます。賃借権の内訳としまして、現金2,000円となっております。期間については、10年が4件、7年2ヵ月が1件、6年が9件、5年が3件、3年が4件となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑については、一括して質疑に入ります。質疑等のある場合は、整理番号等指定の上ご発言ください。
全委員	「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第22号について、整理番号12番、23番以外について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり認めることといたします。

議長（会長）
事務局 続きまして、●●委員の整理番号12番、●●委員の関係議案である整理番号23番の審議に入ります。

議長（会長） それでは、●●委員、●●委員の退席を求めます。

（●●委員、●●委員 退席）

議長（会長） それでは、事務局から説明を求めます。

事務局 議案は2件で、全て、期間6年の賃借権と期間10年の使用貸借権でございます。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認いたします。退席されている●●委員、●●委員の着席を認めます。

（●●委員、●●委員 着席）

議長（会長） それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として、「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局	農用地利用配分計画40件について説明します。貸付先は個人が26件、法人が14件です。設定する権利等の種類は、全て使用貸借権です。期間は2年11ヶ月が7件、5年11ヶ月が24件、7年1ヶ月が6件、9年11ヶ月が3件です。利用内容は水稻、麦、露地野菜等の作付けとなっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。
議長（会長）	日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第23号を議題と致します。事務局より説明を求めます。なお、今月の案件で、番号1が藤澤委員の関係案件になり、除斥対象になりますので、後で別審議と致します。
農林水産課	農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。 番号2、●●●●さん、さぬき市●●●●●●●●番地、昭和●●年●月●日生、営農類型は、水稻、露地野菜です。 番号3、●●●●さん、さぬき市●●●●●●●●番地●、昭和●●年●月●●日生、営農類型は、露地野菜、水稻です。 詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。
議長（会長）	事務局の説明が終了いたしました。本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表者から補足事項等がありましたら報告をお願いします。●●地区からヒアリング結果も含めてお願いします。
小川義洋委員	有機栽培に向けてがんばっているようです。資料のとおり収穫量はまだまだ少ないです。また、叔父さんが料理人で一緒にお弁当も作るなど、いろいろがんばっているようです。以上です。
議長（会長）	●●地区代表委員から報告をお願いします。
十河道夫委員	●●さん、●●の方で認定農家と共同でされているようです。息子さんも手伝いを始められたようです。よろしくをお願いします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。

大塚ノブ子委員	分かりました。
議長（会長）	他に質疑等はありませんか。
岡村義弘委員	個人の認定農業者は更新時に審査を行なっているが、法人がそのまま通っているのがあるで。
農林水産課	法人も5年毎です。
岡村義弘委員	問題のあるような法人でもそのまま更新されているだろう。
農林水産課	法人も要件は同じです。
岡村義弘委員	農地の貸借で問題等を起こす法人に審査基準を設けるべきではないでしょうか。要望です。
議長（会長）	今後、検討してみます。
議長（会長）	他に質疑等はありませんか。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、農業改善計画の審査について議案第23号の1番についてお諮りします。 異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第23号の1番について原案のとおり承認することと致します。 ●●委員の着席を認めます。 (●●委員 着席)
議長（会長）	本日、上程の議案については以上ですが、日程第9その他です。 事務局からお願いします。
事務局	事務連絡を報告する。 ・次回定例会開催日 ・ファーマーズフォーラム2019アンケート結果及び感想報告

議長（会長）

以上をもちまして、令和元年9月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（14時50分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・13名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・13名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・13名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について
賛成委員・・・・・・13名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・13名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・13名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・13名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・13名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 10番

署名委員 12番